

## 放射能汚染廃棄物のいっせい焼却方針の再考を求める緊急署名

村井知事は11月3日の市町村長会議で、県内で保管されている8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物を一般廃棄物と混焼する方針を打ち出しました。

他県に於いてこれまで混焼したところでは、焼却炉周辺で空間放射線量率の上昇や土壌の放射能汚染が確認されています。住民に何のメリットもない被ばくを押し付けることは、ICRP（国際放射線防護委員会）が掲げる放射線防護の基本原則に反する誤りです。

また、当該焼却炉には、放射性セシウムを常時定常的に正確に観測できるシステムが用意されていません。計画では、測定頻度も、排ガスの放射性セシウム濃度の測定は月1回だけ、空間放射線量の測定は週1回だけで、住民の被ばくを防ぐ立場で監視するものにはなっていません。更に、風評被害の発生についても検討されておらず、被害が発生した場合の補償の仕組みも用意されておられません。

とくに、村井知事が安全かどうか、健康への被害がないかどうかなど、懸念されることについてアセスメントも行わず、説明会も開催せず、住民の意見も聞かないで、一方的に方針を決めて押し付けようとしていることは、到底認める事はできません。

このような焼却は、住民を強制的に放射能被ばくの実験台に乗せるものであり、受け入れる事はできません。

一般廃棄物を10倍前後も混ぜて焼却しなければならないやり方では、放射能のある焼却灰を減らすメリットはほとんどありません。焼却灰の処分についても、遮断型処分場ではなく、地下水対策が不十分な管理型処分場では更に放射能汚染を地下水脈まで広げることになります。

放射能への対処は、拡散させないで住民の被ばくを防ぎ、閉じ込めて適正に管理することが基本です。環境省が認めている乾燥・圧縮などの焼却以外の方法を採用することを検討し、何よりも関係住民の合意を尊重して対応を進めるべきです。

以上の理由で、放射能汚染廃棄物を全県でいっせい焼却する方針は再考されるよう求めます。 以上

氏 名	住 所

<署名の送付先> **※第一次集約 12/15 以降も継続して取り組みます。**

●東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 電話) 022-399-6907

●生活協同組合あいコープみやぎ

〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町3丁目4-17 電話) 022-284-7241

■署名取組呼びかけ団体) 女川から未来を考える会/女川原発の再稼働に反対する東松島市民の会/女川原発の再稼働を許さない!みやぎアクション/原発の危機から住民の命と財産を守る会/子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ/指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める栗原市民団体連絡会/生活協同組合あいコープみやぎ/脱原発仙台市民会議/日本科学者会議宮城支部/ 同支部-放射能汚染廃棄物処分問題検討チーム/東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター/船形山のブナを守る会/放射性廃棄物処分場計画に反対する大崎の会/放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク/みやぎ金曜デモの会/みやぎ脱原発・風の会